

徳島県警察本部告示第2号

徳島県情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

徳島県警察本部長 松 林 高 樹

徳島県情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

徳島県情報公開条例の施行に関する規程（平成18年徳島県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条」を「第33条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。